

第2編 全体構想

第1章 まちの将来像

1. 将来像

本計画の上位計画となる「第2次西予市総合計画」では、『変革、それこそ夢と希望を叶える唯一のすべである』をテーマに、以下の「西予市綱領八策」を掲げています。

<p>西予市綱領八策</p> <p>一、地域のたからを活用し、</p> <p>一、市全体で</p> <p>一、スピード感を持って</p> <p>一、新しいことにチャレンジすることによって</p> <p>一、成長し、</p> <p>一、しごとを生み、育て</p> <p>一、ひとを呼び込み</p> <p>一、生涯暮らせるまちづくりを実現する。</p>

また、都市計画・まちづくりに関連する分野としては、「まちデザイン」や「コンパクトシティ」といった観点で、方向性を示しています。

まちデザイン	<ul style="list-style-type: none"> ・人が集まる場所を中心に公共施設等を整備する ・人が集まるようなまちデザイン ・周辺部は生活利便性を維持しつつ、公共交通を維持する ・地域の愛着、地域を自分たちで整備する考えを醸成する
コンパクトシティ	<ul style="list-style-type: none"> ・政策の集中と選択、効率化／集約したまちづくり ・利便性を維持しながら将来安心して暮らせるまちづくり

本計画は、総合計画が目指すまちの方向性を都市計画・まちづくりの部門から実現化していくものです。

そこで、総合計画の考え方を踏まえながら、20年後という長期間にわたる本市の都市計画・まちづくりを見据えた「まちの将来像」を次のように定めます。

豊かな風土を育むまち

～いつもずっと ちょうどいい 西予の暮らし～

本市はこれまで、旧宇和町、旧野村町、旧三瓶町、旧明浜町、旧城川町の5つの町が多様性を持ち、それぞれ個性的に発展し、豊かな風土を育んできました。

これからは、それぞれの地域がそれぞれの強みを活かしながら、手を取り合って、1つの西予市として、新たなまちづくりを拓いていかなければなりません。

そのためにも、これまで育んできた豊かな風土を今も、未来も、どの時代にも“いつもずっと”、その時代に合せて柔軟に変化していきながら、西予ならではの“豊かさ”を守り続けて、継承していきます。

人口減少時代における“豊かさ”とは、モノやオカネが“たくさん”ある必要はありません。

それでも、西予の豊かな風土を活かし、きちんと“良いもの”、“上質なもの”が少しずつあれば、西予らしい“ちょうどいい”暮らしを実現することができます。

いつもずっと、ちょうどいい、西予の暮らしを実現していくため、市民とともに協働して、このまちの豊かな風土を守り、育んでいきます。

2. 将来まち構造

本市が目指すまちの将来像に向けて、実現すべき将来のまちの骨格・構造を定めます。

本市では、市役所やJR予讃線・卯之町駅と駅前の商店街周辺を「宇和中心拠点」、市立西予市民病院が立地し近年人口が微増傾向にある宇和地区市街地の北部を「宇和新市街地拠点」、野村支所周辺を「野村生活拠点」、三瓶支所周辺を「三瓶生活拠点」と位置づけ、拠点の創出と拠点同士の連携によるまちづくりを目指します。

また、これらの拠点を「都市拠点」として位置づけるとともに、都市拠点以外にも、既存集落の中心部等を「小さな拠点」と位置づけ、集落における日常生活を支えるサービス機能の維持等を図ることとします。

なお、拠点の整備にあたっては、立地適正化計画と連携した取組を進めます。特に、都市拠点の整備に関する具体的な施策、都市拠点への都市機能等の誘導方針等は、立地適正化計画に定めます。

都市計画区域内の場合（都市拠点）：

- 都市再生特別措置法に基づく「立地適正化計画」の中で、拠点整備の方針について記載する。また、立地適正化計画と都市計画マスタープランの整合を図ることが必要となる。

宇和中心拠点、宇和新市街地拠点、野村生活拠点、三瓶生活拠点

- 立地適正化計画では、「都市機能誘導区域」と「居住誘導区域」を定める。

都市機能誘導区域：医療、福祉、商業等の都市機能を、都市の**中心拠点**や**地域の拠点**に誘導・集約することにより、これら各種サービスの効率的な提供を図る区域

居住誘導区域：人口減少の中にあっても一定エリアにおいて**人口密度を維持**することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう、**居住を誘導**すべき区域

都市計画区域外の場合（その他の拠点）：

- 都市計画マスタープランの中で、拠点整備の方針について記載する（立地適正化計画では、区域外）。

高山、俵津、田之浜、狩江、石城、多田、中川、田之筋、下宇和、明間、溪筋、中筋、大和田、横林、惣川、大野ヶ原、魚成、遊子川、土居、高川、周木、二木生、蔵貫、下泊

- 生活拠点を整備する手法として、「**小さな拠点づくり**」制度がある。

小さな拠点：中山間地域等における複数の集落を含む生活圏において、必要な生活サービスを受けられる環境を維持するため、住民と行政等の協働で取り組む**拠点づくり**。

例) 生活機能の集約・確保、地域資源の活用による仕事の創出等

- 西予市では、「小さな拠点づくり」として、公民館等の自治センター化をはじめとした小規模多機能自治活動拠点整備事業を進め、地域の実情に応じたまちづくりを進める。

(2) 拠点整備の方針

多様な地域の連携によるまちづくりに向けて、地域の生活を支える拠点を創出し、拠点の特性に応じた居住や都市機能の集積を図るなど、計画的なまちづくりを進め、集約型都市構造の実現を目指します。

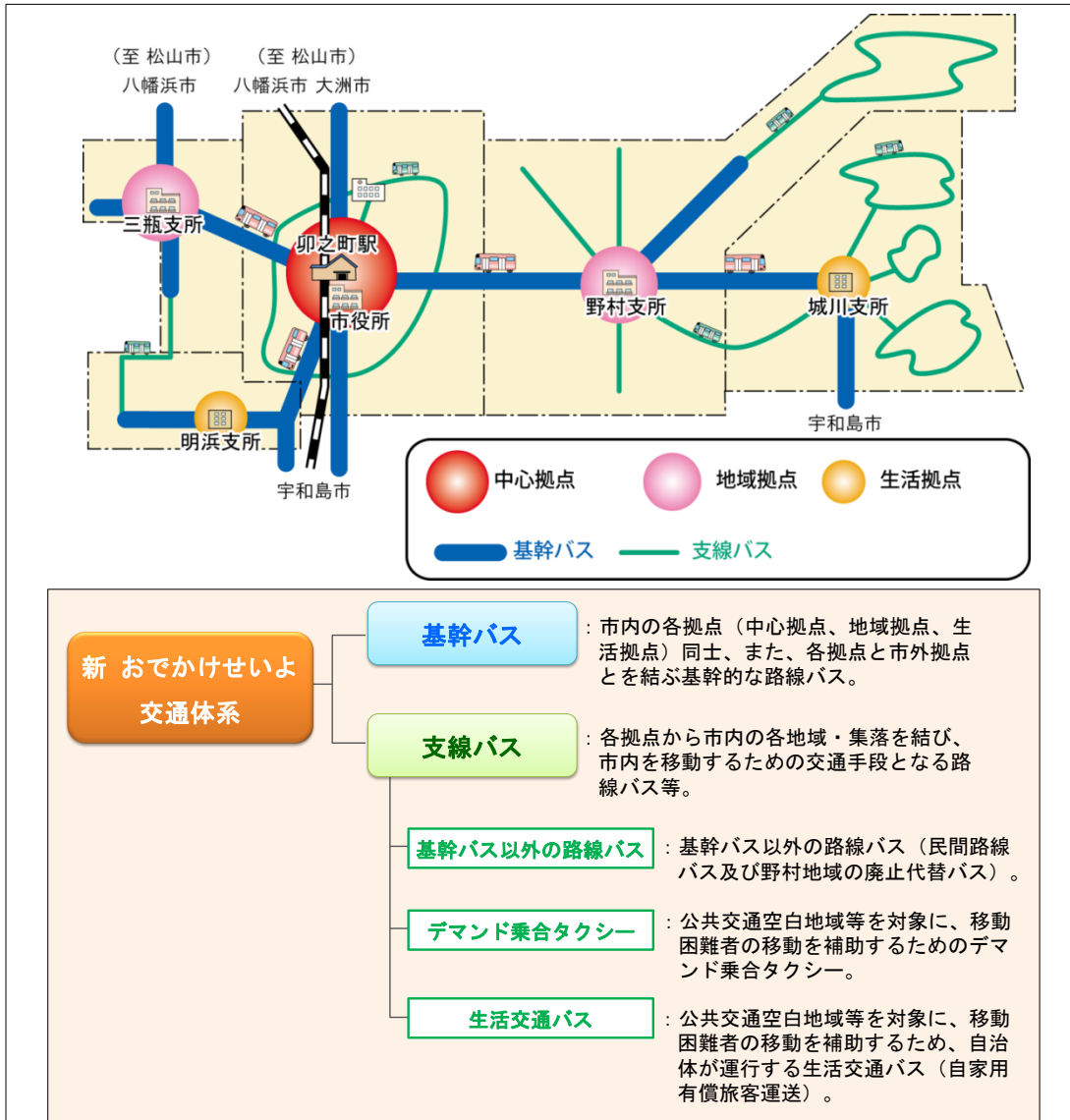
それぞれの拠点の位置づけと整備方針を以下に示します。

拠点	位置づけと整備方針
中心拠点	<p>○卯之町駅周辺</p> <p>卯之町駅の周辺を中心拠点として位置づけ、本市の中心市街地として都市機能を高め、歴史・文化・教育の気風が漂う広域的な交流拠点を目指します。</p>
生活拠点	<p>○野村支所周辺</p> <p>野村支所の周辺を生活拠点として位置づけ、様々な都市機能が集積する利便性の高いまちを目指します。</p>
	<p>○三瓶支所周辺</p> <p>三瓶支所の周辺を生活拠点として位置づけ、様々な都市機能が集積する利便性の高いまちを目指します。</p>
新市街地拠点	<p>○市立西予市民病院周辺</p> <p>市立西予市民病院周辺から近年人口が微増している宇和地区市街地の北部近辺を新市街地拠点として位置づけ、新たな需要に必要な都市機能の確保を図り、生活利便性の高いまちを目指します。</p>
小さな拠点	<p>○中心拠点・生活拠点以外で生活圏（旧小学校区）の中心となる拠点（旧小学校や公民館が立地する地点）</p> <p>既存集落の中心となり、また、市民の日常生活を支える旧小学校区や公民館周辺の地点を小さな拠点として位置づけ、日常生活に必要な機能の維持・確保を図ります。</p>
産業拠点	<p>○西予宇和インターチェンジ周辺</p> <p>交通利便性の高い西予宇和インターチェンジ周辺を産業拠点と位置づけ、本市の産業・雇用の場の中心を担う拠点として、企業誘致や物流産業の集積を図り、市全体での産業の活性化を目指します。</p>

(3) ネットワーク整備の方針

高齢化の進行により、自家用車を運転することが難しい高齢者の増加等が予想されることから、拠点の連携を実現するためには、公共交通の充実が必要となります。

西予市地域公共交通網形成計画では、本市が目指すべき公共交通のあり方を以下の概念図で示しています。



■地域公共交通網の概念（西予市地域公共交通網形成計画）

拠点の連携に向けては、基幹的な路線バスである「基幹バス」で中心拠点と生活拠点を結び、連携を図ります。

また、基幹バスにより、城川地域（旧城川町）や明浜地域（旧明浜町）における小さな拠点とも連携します。さらに、各拠点から市内の各地域・集落を「支線バス」で結びます。

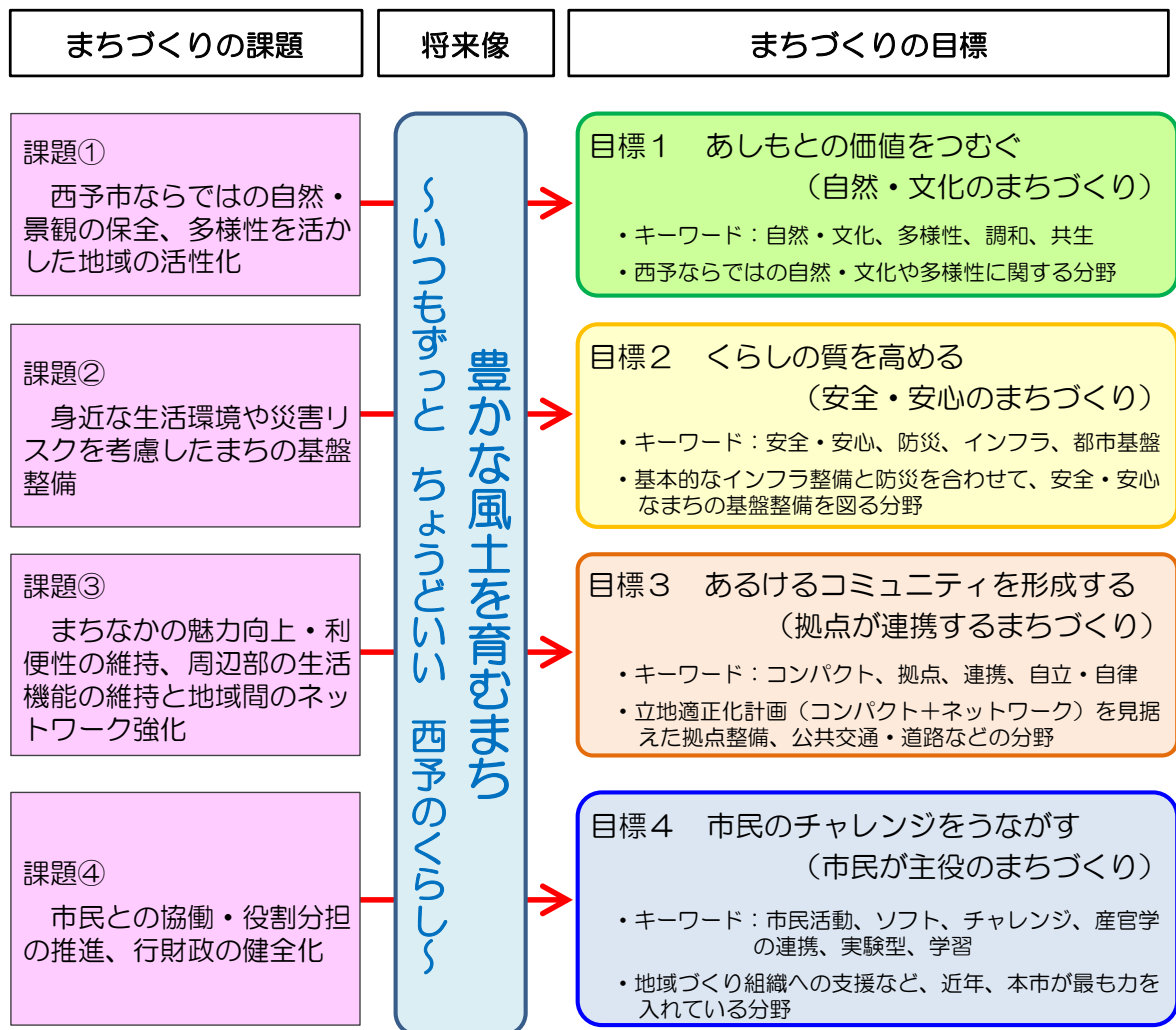
このような考え方で、拠点同士の連携及び拠点と居住地の連携を図り、ネットワークの充実に努めていきます。

3. まちづくりの目標

(1) まちづくりの目標の考え方

まちづくりの課題を解決し、将来像である「豊かな風土を育むまち ～いつもずっと ちょうどいい 西予の暮らし～」を実現するため、以下の4つのまちづくりの目標を設定します。

このまちづくりの目標を目指して、都市計画マスタープランでは、都市計画・まちづくりに関する様々な施策を位置づけていきます。



(2) まちづくりの目標

目標1 あしもとの価値をつむぐ（自然・文化のまちづくり）

- ・本市は、四国山地の隆起によって海拔0mから標高1,400m地帯までの多様な地形を有し、海・里・山の豊かな自然と美しい景観の中で、各地域がそれぞれの歩みを遂げてきました。また、地域の人々が育んできた地域独自の文化・風習や多様な暮らしが地域の個性を生み出し、『西予ならではの多様性』を形成しています。
- ・しかし、このような地域の魅力や資源を十分活用できていない状況です。本市ならではの自然や文化、多様性など、自分たちの“あしもと”にある大きな価値を知り、地域の“たから”と捉えて、まちづくりに活用し、地域の活性化を目指します。
- ・また、このような自然や地形、景観を適切に保全するとともに、地域が育んできた文化・風習を未来へ継承していきます。
- ・多様な地域と地域が協働し、全市が一体感を持ってまちづくりに取り組むため、地域の気持ちを醸成します。

目標2 暮らしの質を高める（安全・安心のまちづくり）

- ・本市では、都市計画用途地域を中心に公園、下水道といった都市基盤の整備が進んでいますが、市全体で見ると、整備が進んでいない地域もみられます。今後は、拠点周辺を中心に必要な基盤整備を進め、質が高く市民が安心して暮らすことができる住環境の形成を目指します。
- ・本市では土砂災害や地震・津波災害等が懸念されることから、避難場所の整備や土砂災害対策工事の実施、構造物や建築物の計画的な耐震化といったハード対策に取り組むとともに、地域の避難体制の充実や自主防災組織の活性化といったソフト対策を充実し、安全・安心なまちづくりの実現を目指します。
- ・人口減少の進行に伴い、近年、空き家・空き地の増加が懸念されています。空き家・空き地の増加は、地域の活力低下を招くとともに、防災・防犯上の問題にもつながります。このため、空き家・空き地の有効活用や危険な空き家の除却に取り組むとともに、空き家・空き地の発生抑制を図ります。

目標3 あるけるコミュニティを形成する（拠点が連携するまちづくり）

- ・用途地域が指定される宇和・野村・三瓶地区の中心部では、一定の都市機能が集積し、既にコンパクトな市街地が形成されています。今後は、「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方にに基づき、集約型都市構造の形成を図り、中心拠点・地域拠点の形成とまちなかの魅力創出、まちのコンパクト化を目指します。
- ・用途地域外の小さな拠点については、地域住民とともに、必要な生活機能の確保・維持を図ります。

- ・市全体のネットワークの強化により拠点へのアクセス向上を図り、都市全体での生活利便性を確保することにより、拠点が連携し、遠くてもネットワークでつながる“あ
るけるコミュニティ”の構築を目指します。
- ・“選択と集中”の観点から、周辺地域の不要な公共施設等の戦略的な集約等により、市
全体での健全な都市経営を目指します。

目標4 市民のチャレンジをうながす（市民が主役のまちづくり）

- ・本市が将来にわたってその市政を維持し、市民が安心して生涯暮らし続けることがで
きるまちづくりを実現するために、常に危機感を持って新しいチャレンジを繰り返し
ながら、さらなる進化・成長を目指します。
- ・既存のルールや枠組みに捉われず、地域の特性に即した政策を実行していきます。
- ・市民、団体・事業者、行政等における「地域内外の連携」を推進し、それぞれの役割
分担とネットワークの構築により、地域の課題解決を図ります。
- ・まちづくりの主役は行政ではなく市民であり、市民の“やる気”を引き出しながら、
“やりたい人”を支え、市民が主役となる持続可能なまちづくりの実現を目指します。

第2章 部門別・まちづくりの方針

「あしもとの価値をつむぐ」、「くらしの質を高める」、「あるけるコミュニティの形成」、「市民のチャレンジをうながす」の4つの目標の実現を目指して、以下の部門別・まちづくりの方針によって具体的なまちづくりに取り組みます。

部門別 まちづくりの方針	1. 土地利用
	2. 都市施設 ・道路・交通ネットワーク ・公園・緑地 ・下水道・河川 ・その他の都市施設
	3. 自然・景観
	4. 防災・減災

■まちづくりの目標と部門別・まちづくりの方針の関係

まちづくりの目標		あしもとの価値をつむぐ (自然・文化)	くらしの質を高める (安全・安心)	あるけるコミュニティを形成する (拠点・連携)	市民のチャレンジをうながす (市民・協働)
部門別・まちづくりの方針					
	土地利用	●	●	●	● (全部門 に 関係)
都市施設	道路・交通ネットワーク	—	●	●	
	公園・緑地	●	●	—	
	下水道・河川	●	●	—	
	その他の都市施設	●	●	—	
	自然・景観	●	—	—	
	防災・減災	—	●	—	

※関係するところに「●」

1. 土地利用

(1) 土地利用の基本方針

- ・地勢的な特徴や土地利用現況、将来的な土地利用意向を踏まえ、土地利用の「ゾーン」を設定し、めりはりのある土地利用を図ります。また地域に応じた土地利用を実現できるよう、市街地の状況や都市施設の整備状況等を踏まえて、用途地域の見直しや地区計画制度の活用等を検討します。
- ・本市においては、都市計画区域内外にわたり、無秩序な開発は行われていないことから、今後とも、本計画及び関連計画等に位置づけがある場合を除き、市街地の拡大を抑制することを基本とします
- ・中心拠点・生活拠点において、都市機能の集約・高度化に向けた土地利用を図るとともに、小さな拠点において、地域の生活利便性を確保するため、必要な施設の維持・確保に向けた土地利用を図ります。
- ・本市が誇る豊かな自然や地域が受け継いできた営農環境・酪農環境を保全し、都市と自然が調和した土地利用を図ります。

(2) ゾーンごとの土地利用方針

①生活サービス機能ゾーンの整備方針

都市機能の高度化を図るゾーンとして、商業地域や近隣商業地域等が指定され商業・業務系の土地利用が進んでいる範囲（立地適正化計画の都市機能誘導区域）を基本に設定

- ・生活サービス機能ゾーンにおいては、医療・福祉・商業施設といった生活サービス施設の充実、娯楽機能の確保等、地域の魅力や生活利便性を高める都市機能の集約・高度化を図ります。
- ・空き家・空き地や空き店舗を都市機能の受け皿として活用する等、既存ストックの有効な利活用による都市機能の集約を図ります。
- ・宇和地区の中心拠点においては、宇和地域（旧宇和町）及び主要地方道宇和明浜線を介して隣接する明浜地域の拠点としてだけでなく、市全体さらには南予地域の広域的な拠点としての求心力を高めるよう、既存商店街の再生・活性化や公共公益施設・文化施設の充実等を図ります。また、市立西予市民病院周辺の新市街地拠点では、病院の近接性を活かし、生活利便施設の誘導を図ります。さらに、卯之町の伝統的建造物群保存地区に代表される歴史的な町並みを保存します。
- ・坂戸地区等、用途地域の指定は無いものの、用途地域の縁辺部で生活サービス施設の立地が進みつつある地区については、施設の立地動向等を見極めて、引き続き用途地域の見直しに取り組みます。
- ・野村地区の生活拠点においては、野村地域（旧野村町）及び城川地域（旧城川町）の拠点として、日常的な生活利便性を高めるよう、商店街の再生・活性化や各施設の維持・充実を図ります。
- ・三瓶地区の生活拠点においては、三瓶地域（旧三瓶町）の拠点として、日常的な生

活利便性を高めるよう、商店街の再生・活性化や各施設の維持・充実を図ります。
また、三瓶生活拠点の周辺は津波浸水が想定されるため、警戒避難体制の整備状況やその見込み等を総合的に勘案して、土地利用を検討します。

- ・ 宇和・野村・三瓶の各地区において、将来を見据えた各種施設の機能の集約、規模の適正化等に取り組みます。
- ・ 中心拠点及び生活拠点を核とした持続的なまちづくりに向けて、各地区において、市民、商業事業者等と行政が協働したエリアマネジメントの導入に取り組みます。

②市街地ゾーンの整備方針

居住の集積を積極的に図るゾーンとして、生活サービス機能ゾーンの周辺で住居系の用途地域等が指定され、住居等の土地利用が進んでいる範囲（立地適正化計画の居住誘導区域）を基本に設定

- ・ 生活サービス機能ゾーン周辺における生活利便性が高い地区を市街地ゾーンとし、居住の集積を図ります。
- ・ 上松葉・下松葉地区等、近年居住が集積している地区については、良好な住環境の確保が図られるよう、都市基盤の整備と合わせた適切な土地利用を図ります。
- ・ 坂戸地区等、用途地域の指定は無いものの、用途地域の縁辺部で居住の集積が進みつつある地区については、人口の動向等を見極めて、引き続き用途地域の見直しに取り組みます。
- ・ 空き家や空き地等の住宅ストックの利活用を図り、一人ひとりのニーズに対応した幅広い住宅の提供を図るとともに、市街地の適切な更新に努めます。

③一般宅地ゾーンの整備方針

ゆとりを持った居住を促進するゾーンとして、生活サービス機能ゾーン及び市街地ゾーンを除く用途地域のうち、住居系の用途地域が指定される範囲を基本に設定

- ・ 既成市街地の良好な住環境を維持し、ゆとりを持った暮らしを促進します。

④産業ゾーンの整備方針

工業・産業系の土地利用を促進するゾーンとして、工業・産業系の土地利用が進んでおり工業系の用途地域が指定される地区や広域交通の利便性が高い地区などを基本に設定

- ・ 沿岸部の水産業や内陸部の小規模工業等、地域に根付いた産業を支えられるよう、産業振興施策と連携した都市基盤の整備を図ります。
- ・ 本市の産業・雇用の場の中心を担う宇和地区の産業拠点や伊賀上・皆田地区等では、市全体での産業の活性化を目指し、企業誘致や物流産業の集積に向けて地区計画制度の活用や用途地域の指定を検討します。

⑤集落・農地ゾーンの整備方針

農村としての住環境と営農環境の向上を図るゾーンとして、用途地域外の既存集落及び農地（農振農用地周辺）を基本に設定

- ・ 既存集落の住環境整備を図ります。また、集落の住環境を保全するため、無秩序な

開発を抑制します。

- ・公民館（集会所）や旧小学校等を核に、地域による「小さな拠点づくり」を支援し、市民と協働で必要となる生活サービス機能の維持・確保について検討します。
- ・優良農地の保全に努め、米や野菜、果樹、畜産等の生産の維持・振興を図るとともに、農業振興施策と連携した観光振興や農村景観の保全・活用に努めます。
- ・既成市街地の縁辺部で土砂災害特別警戒区域に指定されるなど、各種法令に基づき災害の危険性が高い区域として指定・公表されている区域は、災害防止のため開発を抑制するとともに、新たな指定も検討します。

⑥森林・河川・湖沼ゾーンの整備方針

森林や河川、湖沼等、自然的な土地利用の保全・活用を図るゾーンとして設定

- ・森林や河川、湖沼等、本市が誇る豊かな自然の保全を図るとともに、四国西予ジオパークや観光振興施策と連携した自然の有効活用を図ります。

(3) 市街地整備の方針

①拠点の魅力向上

- ・JR 卯之町駅及び市役所本庁舎周辺は、都市機能が集積した本市の中心拠点として、積極的なまちづくりを推進します。また、本市の中心市街地である卯之町地区では、JR 卯之町駅から卯之町商店街、卯之町の重要伝統的建造物群保存地区に至るエリアを一体的な空間として捉え、平成 28 年に作成した「都市再生整備計画」に基づく各種事業を実施します。
- ・野村支所の周辺及び三瓶支所の周辺は、地域の生活拠点として、生活道路の整備や公共施設の再整備に取り組むとともに、生活サービス施設の維持・誘導を図ります。
- ・市立西予市民病院の周辺は、新市街地拠点として、公益機能や沿道商業・業務施設の立地を誘導し、利便性の高い市街地の形成を図ります。
- ・各種事業の実施にあたっては、道路空間や施設のバリアフリー化、ユニバーサルデザインに努めます。

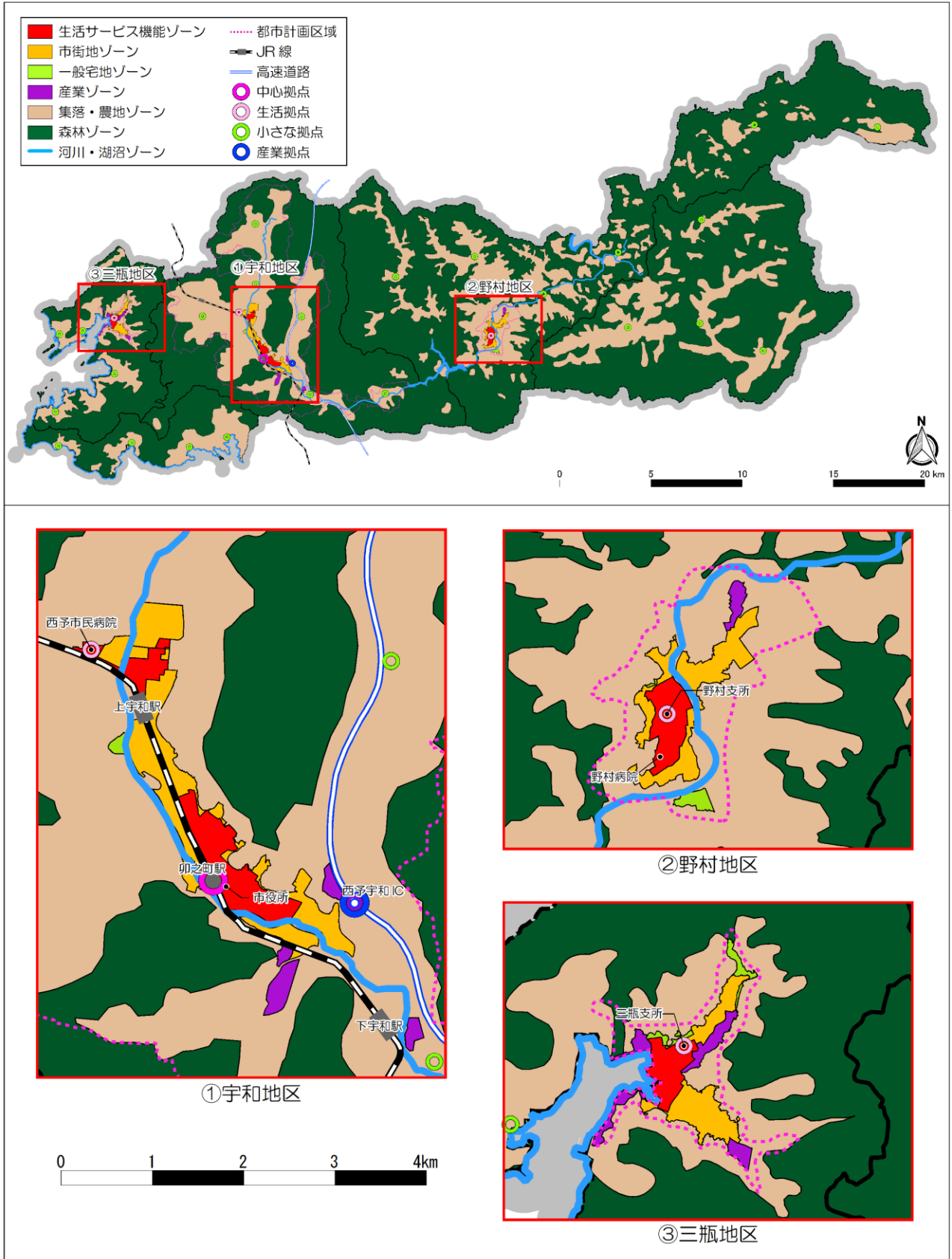
②良好な住宅地の整備推進

- ・宇和中心拠点周辺の住宅地では、周辺の田園環境と調和を図りつつ宅地造成を推進し、良好な住宅地の整備を図ります。
- ・宇和・野村・三瓶地区の既成市街地における住宅地では、良好な住環境の整備を図るため、既存道路を活かした生活道路の整備・改善や公園の充実等、都市基盤整備を推進します。

③新たな工業地と既存工業地の整備推進

- ・西予宇和インターチェンジ付近の産業拠点周辺においては、交通の利便性を活かし、商業・流通業務地や工業地として、地区計画制度の活用等による計画的な市街地整備を検討します。

- ・野村地区の主要地方道宇和野村線沿道、野村高等学校北部の工業地では、流通生産機能の集積と企業誘致に向けて、道路等の基盤整備を推進します。



■土地利用方針図

2. 都市施設

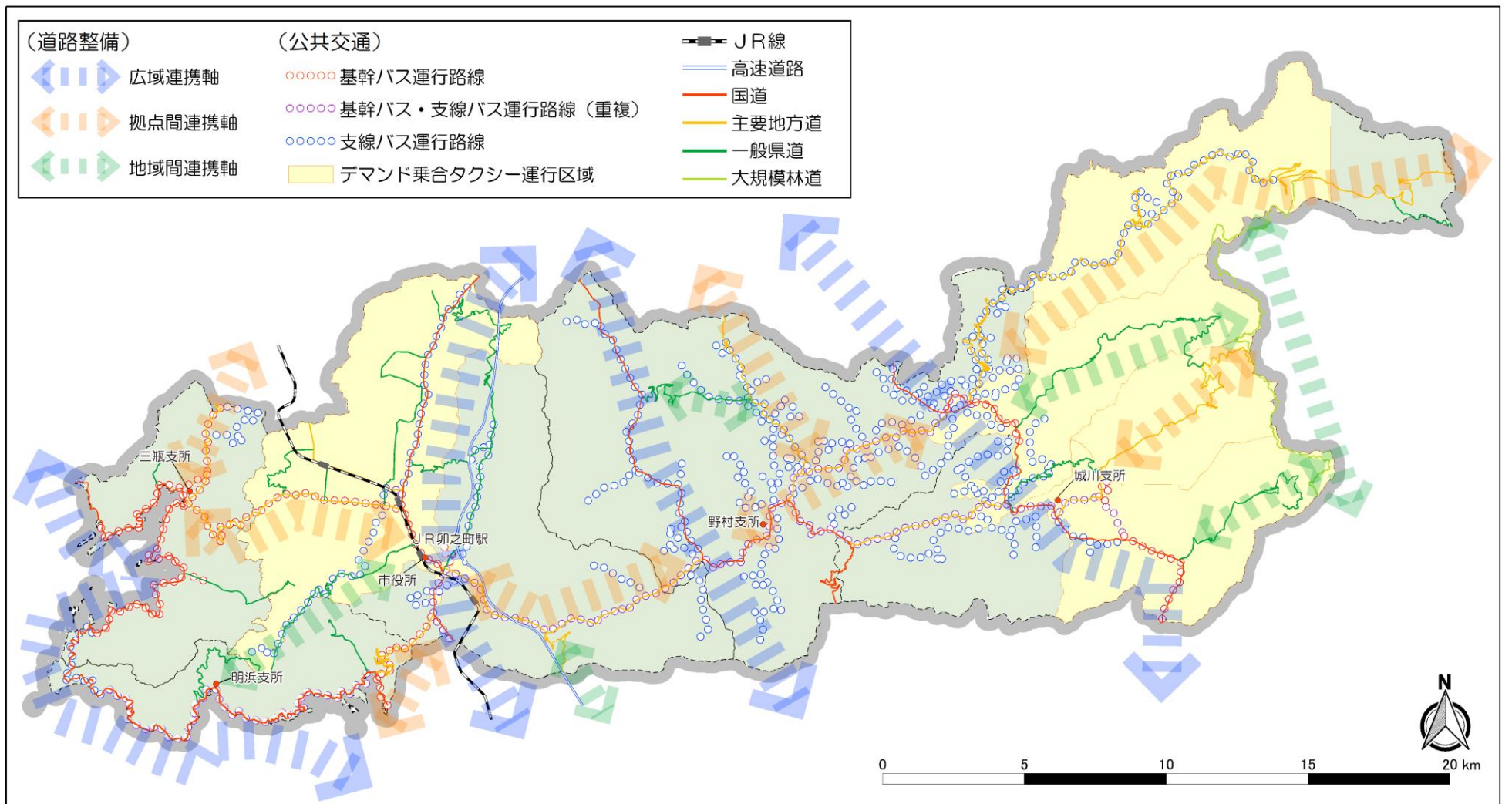
(1) 道路・交通ネットワークの基本方針

①道路の整備方針

- ・高速道路及び一般国道を広域連携軸と位置づけます。国や県と連携しながら、市内外さらには県外との連携強化に向けて、広域連携軸の整備を促進します。
また、円滑な移動を促進するため、高速道路の料金体系の見直しを要望します。
- ・主要地方道を拠点間連携軸と位置づけます。また、一般県道及び大規模林道を地域間連携軸と位置づけます。拠点間連携軸は地域と地域を結ぶ重要な路線として、また、地域間連携軸は地域内を結ぶ路線として、県と連携しながら整備を促進します。
- ・主要な市道など地区の幹線道路の整備や維持管理、区画道路や橋梁の維持管理・長寿命化を図り、日常生活の利便性の維持・向上に努めます。
- ・中心拠点や生活拠点周辺における回遊の促進と、公共公益施設や文化施設のネットワークの形成に向けて、県と連携しながら、バリアフリーに配慮した自転車・歩行者空間を各地区内で確保します。
- ・地区幹線道路となっている都市計画道路については、その必要性・実現性を見極めて見直しを行いました。今後も引き続き見直しに取り組むとともに、必要性の高い路線については、計画的な整備に努めます。

②公共交通の方針

- ・中心拠点と地域拠点を結び、基幹的な路線バスである「基幹バス」の利便性向上と利用の促進を図ります。
- ・拠点相互及び拠点から市内の各地域・集落を結ぶ「支線バス（デマンド乗合タクシー含む）」の利便性の向上及び維持対策に努めるとともに、利用を促進します。
- ・利用状況や市民のニーズを踏まえながら、事業者と連携し、基幹バス・支線バスの運行内容等を見直しを行います。
- ・鉄道については、JR予讃線が運行しており、広域的な輸送機関として重要です。鉄道の利用を促進するとともに、駅周辺における駐車場や駅前広場等の整備を進め、魅力向上を図ります。
- ・公共交通機関については、事業者と連携しながら、バリアフリーに配慮した施設の導入や車両の整備を促進します。



■交通ネットワーク方針図

(2) 公園・緑地の基本方針

- ・都市計画区域内では、7つの都市公園が都市計画決定されており、6公園が整備済みとなっています。今後は、「西予市緑の基本計画」に基づき、現在整備中の津布理公園の整備を進めるとともに、都市公園以外の公園についても、駅前広場等の空間を利用し、市民の憩いの場としての整備を図ります。
- ・都市計画区域外については、身近な公園が不足する地区もみられることから、このような地区において整備を進めます。
- ・環境保全機能やレクリエーション機能、防災機能など、多様な機能を担うこととなる公園・緑地等を、市街地内に適切に配置するとともに、既存施設の維持・活用に努めます。

(3) 下水道・河川の基本方針

①下水道の整備方針

- ・公共下水道は、野村地区において概ね完了し、宇和地区において整備が進んでいます。三瓶地区においては、雨水公共下水道の整備が計画されています。今後も、公共下水道の整備を推進するとともに、既存集落における集落排水の整備を進め、汚水・雨水処理の適正化を図ります。
- ・下水道施設の適切な維持管理を図るとともに、長寿命化計画を策定し、施設の改築や更新に取り組みます。

②河川の整備方針

- ・河川については、開発計画と流域の治水対策との連携を図るとともに、下水道事業との連携や浚渫の実施等により、治水安全度の向上に努めます。
- ・主要な河川として一級河川の肱川、岩瀬川を位置づけ、これらの河川については、県と連携しながら河川改修等の治水対策を促進します。
- ・自然の豊かさと親水性を兼ね備えた、地域住民に親しまれる水辺の空間づくりを検討します。

(4) その他の都市施設の基本方針

①医療施設・社会福祉施設の整備方針

- ・市立西予市民病院を核に、健康・医療・福祉に着目したまちづくりを推進します。
- ・旧宇和病院跡地は、社会福祉や教育文化機能を持つ複合施設等の整備を進めます。
- ・既存の高齢者福祉施設や児童福祉施設における設備の充実やサービスの向上、施設の有効活用を図ります。

②教育文化施設の整備方針

- ・県立歴史文化博物館や図書館等の教育文化施設について、整備、充実及び有効活用を図ります。
- ・小学校の規模の適正化（統廃合を含む）の検討やこれに伴う施設の新築・改修、既

存の小・中学校の学校施設の充実に努めるとともに、現代社会に対応した施設整備の推進により、教育環境の向上を図ります。

③その他の施設の整備方針

- ・公営住宅については、定住促進や高齢者、障がい者、子育て世帯等へ配慮した上で、適正な配置に努めるとともに、耐震化や予防保全的な維持管理を図ります。
- ・ごみ処理については、野村クリーンセンターの休止や廃棄物排出量の増加に対応するため、近隣市町との処理の広域化等、適切な廃棄物処理のあり方を検討するとともに、循環型社会の構築に向けた取組を検討します。
- ・生活排水等のし尿処理については、平成29年に完成した西予市衛生センターによって適正な処理を行います。

3. 自然・景観

(1) 自然・景観の基本方針

- ・本市が誇る豊かな自然や多様な地形を保全し、将来に継承していきます。
- ・自然や多様な地形が持つ価値を再認識し、市内外に周知を図り、地域のまちづくりへの活用を促進します。
- ・都市計画区域内では、「西予市緑の基本計画」に基づき、森林や里山、河川や海岸等の豊かな自然の保全・活用を図ります。
- ・景観のルールづくり等により、四国カルストや宇和海等の景勝地、宇和地区卯之町の歴史的町並み等、美しく価値が高い景観の保全を図ります。
- ・「四国西予ジオパーク」の取組や市民による活動と連携し、本市の豊かな自然の保全を図るとともに、フットパスコースの整備等により自然の新たな楽しみ方を提供します。

4. 防災・減災

(1) 防災・減災の基本方針

①洪水対策

- ・宇和地域や野村地域の市街地の多くが肱川の浸水想定区域に指定されており、洪水による被害が懸念されます。近年の集中豪雨等に対応するため、県と連携しながら河川改修を促進するとともに、下水道事業等と連携した流域対策など、治水安全度向上に努めます。
- ・公共下水道の整備にあたっては、浸水被害の低減を図るために過去に浸水被害のあった地区を中心に、雨水排水対策を推進します。
- ・洪水や津波による浸水の危険性が低い地域へ住宅地を誘導するよう、適切な用途地域の設定を検討します。

②土砂災害対策

- ・本市では、市街地周辺部において土砂災害（特別）警戒区域等、土砂災害の危険がある区域が指定されています。これら各種法令に基づき災害の危険性が高い区域として指定・公表されている区域は、災害防止のため開発を抑制するとともに、必要な土砂災害防止施設の整備を推進します。
- ・大規模造成地や液状化の可能性のある地盤の宅地防災対策等を検討します。

③津波災害対策

- ・三瓶地域及び明浜地域の市街地・集落では、南海トラフ地震による津波浸水想定区域に指定されており、津波による被害が懸念されます。これら津波浸水が想定される区域では、津波防災地域づくり推進計画の策定等により、津波から短時間避難が可能な避難路や避難場所の確保を図るとともに、適切な土地利用の誘導を図ります。
- ・愛媛県による「愛媛県海岸保全基本計画（平成27年9月）」に基づき、津波・高潮等に対する防災・減災対策を促進します。
- ・三瓶地域については、津波避難タワーの整備または津波避難ビルの指定を推進するため、適切な用途地域の設定を検討します。

④避難路・緊急輸送道路や避難場所等の対策

- ・地震、津波、洪水災害に備え、避難路、緊急輸送路または延焼防止空間となる道路・街路の整備を推進します。
- ・災害時の防災拠点として、市役所や卯之町駅周辺の整備を図ります。
- ・また、防災活動拠点や避難先としてふさわしい都市計画公園等の機能強化を図ります。
- ・西予市宇和町に建設された愛媛県オフサイトセンターを原子力防災拠点として、国・県との情報共有や対策調査等、機能充実を図ります。
- ・一定期間滞在する避難所に想定される市立小中学校、地区公民館、市立保育所等の耐震対策を図ります。
- ・必要に応じて、水防倉庫、備蓄倉庫、耐震性貯水槽、放送施設等の充実整備に努めます。

⑤老朽建物密集地の改善

- ・市街地や集落内では、木造家屋密集地が多く見られ、地震や火災による建物倒壊や火災延焼などの被害が懸念されます。これら木造家屋密集地では、道路空間の確保・整備、建築物の耐震・耐火構造化、老朽危険家屋等の除却等を進めます。
- ・火災発生時の延焼拡大を防止するため、防火地域や準防火地域の指定を検討します。
- ・地区計画の導入により、市街地の防災性の向上を図り、燃えにくい土地利用を推進します。

⑥防災・減災体制の確立

- ・自然災害における被害を最小限に抑えるため、地域の避難体制の充実や自主防災組

織の活性化といったソフト対策の充実を図るとともに、防災行政無線のデジタル化等により、防災・減災体制の確立に努めます。

⑦事前復興計画の策定

- ・南海トラフ地震等の巨大地震やそれに伴う津波の発生に備え、災害からの迅速な避難や復興を図るため、県や隣接市町、大学等と連携しながら、官学連携実践型による事前復興の共同研究を進め、市民とともに避難計画や事前復興計画の策定等に努めます。